

仮訳

条約第 10 条（持続可能な利用）及びアディスアベバ原則及びガイドラインの 適用に関する作業計画の実施に関する詳細レビュー

締約国は

（略）

SATOYAMA イニシアティブ

5. 日本政府及び国連大学高等研究所による *SATOYAMA* イニシアティブの開発にかかる促進や調整における先導的役割について、感謝の意をこめて留意する。

6. *SATOYAMA* イニシアティブを、生物多様性及び人間の福利のために、人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識する。そして、*SATOYAMA* イニシアティブが条約、国際的に合意された開発目標及びその他の関連する国際的な義務に準拠しかつ調和して用いられることを確認する。

7. *SATOYAMA* イニシアティブの更なる議論や分析、理解が、知見のより広範な提供、対処能力の構築及び生物資源の持続可能な利用のためのプロジェクトやプログラムの推進を行うものと認識し、それらを支援する。そして *SATOYAMA* イニシアティブと「UNESCO 人間と生物圏計画」や「国際モデル森林ネットワーク」、条約第 10 条(c) に準拠して慣習に基づく利用の理解と実施を促進するために地域住民や先住民により開発・管理されているコミュニティ保全地域を含む他のイニシアティブとの相乗効果を促進する。

8. *SATOYAMA* イニシアティブ国際パートナーシップを、ケーススタディの収集分析、教訓の抽出、生物資源の持続可能な利用に関する多様な方法についての研究の促進、認識の向上、人為的影響を受けた自然環境におけるプロジェクトや活動への支援等、*SATOYAMA* イニシアティブが特定した活動を実施するメカニズムであると留意し、締約国その他の政府及び関連する機関に、*SATOYAMA* イニシアティブを更に発展させるためにパートナーシップに参加することを勧奨する。

9. *SATOYAMA* イニシアティブを含む、生物多様性の持続可能な利用の推進を適宜支援することを条約事務局長に要請し、締約国その他政府及び関連する機関に勧奨する。